

## [事案 2024-330] 新契約取消請求

・令和7年12月19日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和6年5月に銀行を募集代理店として契約した積立利率連動型年金保険について、以下の理由により、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1)1年後に解約できる保険であると理解して契約をした。解約も年金の一括受取もできない商品であると理解していたら、契約していなかった。
- (2)募集人から適切な説明がないまま、パンフレットに記載された2つの商品のうち、右か左か1つに決めるように言われて契約をさせられた。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人の意向は、資産を残したい相続人はおらず、公的年金だけでは不安があるというものであったため、募集人は本契約を提案した。
- (2)募集人は、募集時に申立人に対して、パンフレット、設計書等を用いて、年金保険であること、死亡保険金がなく年金受取額の最低保証はないこと、途中での解約や年金の一括受取ができないことを含め、本契約の内容を説明している。
- (3)契約時に、意向確認書においても、途中での解約や年金の一括受取ができないことを確認している。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の経緯等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。